

入札告示

札幌市告示第 3662 号

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成 4 年規則第 9 号）の規定に基づいて告示する。

令和 7 年 9 月 1 日

札幌市長 秋元 克広



記

1 契約担当部局

〒060-0042 札幌市中央区大通西 19 丁目 WEST 19 庁舎 3 階
札幌市保健福祉局保健所保健管理課事務係 電話(011)676-7176

2 入札に付する事項

(1) 役務の名称

WEST 19 庁舎設備運転保守管理・定期点検業務

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

令和 7 年 10 月 1 日から令和 10 年 9 月 30 日まで

※地方自治法第 234 条の 3 に規定する長期継続契約のため、契約を締結する日の属する年度の翌年度以降において、本調達に係る予算の削減又は減額があった場合は、契約を解除することがある。

(4) 履行場所

WEST 19 庁舎

(5) 入札方法

月額で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10% に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和 4～7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が「建物設備等保守管理業」に登録されている者であること。
- (3) 令和 4～7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、本店所在地が札幌市内として登録されている者であること。
- (4) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (5) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (6) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員

が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。

- (7) 直近5年（令和2年度から令和6年度）の間において、ボイラー等設備に係る運転監視及び保守管理業務の履行実績（ただし臨時的業務を除く）を有すること。

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出方法

上記1に掲げる場所に持参又は送付により提出すること。

(2) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ場所

上記1の場所にて交付するほか、下記 URL よりダウンロード可

<http://www.city.sapporo.jp/hokenjo/keiyakujouhou/2025west19setsubihoshu.html>

(3) 入札書の受領期限

令和7年9月12日（金）16時00分（送付の場合は必着のこと。）

(4) 開札の日時及び場所

日時 令和7年9月16日（火）14時00分

場所 〒060-0042 札幌市中央区大通西19丁目

WEST 19庁舎2階 大会議室

※ 事業者様の負担軽減のため、入札書は事前に郵送または持参いただき、開札時は一同に会さない形式を想定しております。

5 入札手続等

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して5日後（5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに、納付し、又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金の納付を免除することがある。

- (3) 入札者に要求される事項 入札参加者は、入札説明書、仕様書、契約書案等について、疑義があるは、関係職員に説明を求めることはできるが、入札後は、これらの不明を理由として異議を申し出ることはいできない。

- (4) 入札の無効 本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号の一に該当する入札は無効とする。

(5) 最低制限価格の設定 有

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法等

ア 落札者の決定

札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

イ 入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者である

かを審査するので、落札候補者は、入札執行者の指示があった日（原則として開札日）の翌日から起算して3日以内（土曜日、日曜日及び休日を除く。）に、上記3に掲げる入札参加資格を有することを証する書類を提出しなければならない。なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者を、入札参加資格のない者のした入札とみなし無効とする。

ウ 入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記イの審査の結果、落札候補者が、入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合において、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を、新たな落札候補者として、上記イの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続きを繰り返す。

(8) 詳細は入札説明書による。